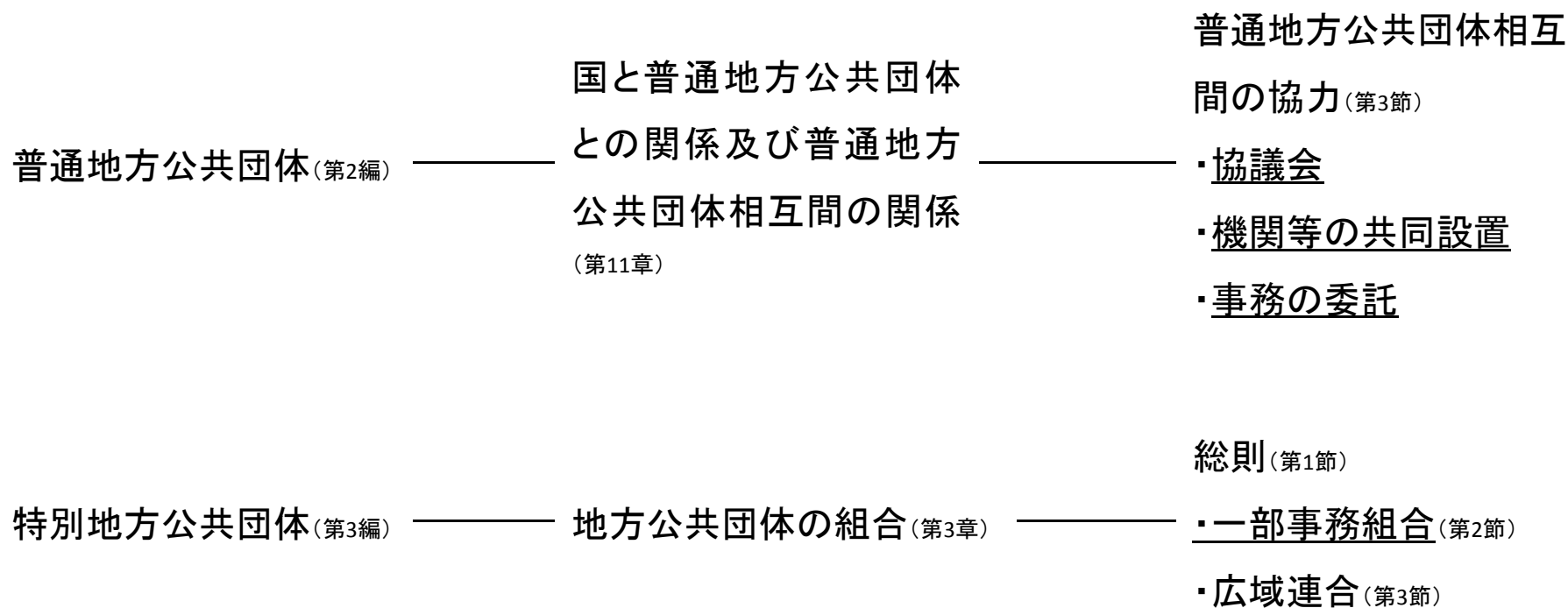


地方自治法の共同処理の規定

- 現在の地方自治法においては、共同処理の制度ごとに、規約の手續や必要的記載事項等が定められている。

地方自治法の構成



現行の事務の共同処理の仕組み（概要）

共同処理制度	制度の概要
<p data-bbox="181 427 215 852">法人の設立を要しない簡便な仕組み</p> <p data-bbox="230 403 645 539">協議会</p> <p data-bbox="230 571 645 707">機関等の共同設置</p> <p data-bbox="230 738 645 874">事務の委託</p>	<p data-bbox="712 403 2029 539">地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。</p> <p data-bbox="712 571 2029 707">地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。</p> <p data-bbox="712 738 2029 874">地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。</p>
<p data-bbox="181 970 215 1294">別法人の設立を要する仕組み</p> <p data-bbox="230 970 645 1106">一部事務組合</p> <p data-bbox="230 1145 645 1281">広域連合</p>	<p data-bbox="712 970 2029 1106">地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。</p> <p data-bbox="712 1145 2029 1281">地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。</p>

共同処理制度の活用状況

共同処理制度	設置件数(委託件数)	主な事務の件数					
		広域行政計画等に関するもの		視聴覚教育		消防(通信指令等)	
協議会	191	31	16.2%	25	13.1%	14	7.3%
機関等の共同設置	400	介護保険(介護認定審査等)		公平委員会		障害者福祉(障害程度区分認定審査等)	
		131	32.8%	113	28.3%	108	27.0%
事務の委託	5,668	公平委員会		住民票の写し等の交付		競艇(場外発売等)	
		1,165	20.5%	1,159	20.4%	853	15.0%
一部事務組合	1,546	ごみ処理		し尿処理		消防、救急	
		398	25.7%	352	22.8%	282	18.2%
広域連合	115	後期高齢者医療		介護保険(介護保険事務等)		障害者福祉(障害程度区分認定審査等)	
		51	44.3%	46	40.0%	32	27.8%

共同処理制度の比較

一部事務組合 広域連合

- 設置等の協議については、構成団体の議会の議決を経る必要がある。
- 設置には総務大臣又は都道府県知事の許可を要する。
- 法人格を有する。
- 一部事務組合・広域連合によって処理することとされた事務は、各構成団体において処理すべき事務でなくなる。
- 一部事務組合・広域連合は条例等の制定権を有する。

事務の委託

- 委託等の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経る必要がある。
- 委託したときは総務大臣又は都道府県知事への届出を要する。
- 委託することとされた事務は、委託した地方公共団体において処理すべき事務でなくなる。
- 規約において、委託した地方公共団体に対する管理・執行に係る情報提供等について規定することは可能である。
- 別に規約で定めるものを除き、受託した地方公共団体は、当該地方公共団体の条例等により事務を処理する。

機関等の共同設置

- 設置等の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経る必要がある。
- 設置したときは総務大臣又は都道府県知事への届出を要する。
- 共同処理することとされた事務は、引き続き各関係地方公共団体において処理すべき事務である。
- それぞれの関係地方公共団体の条例等により事務を処理する。

協議会 (管理執行協議会)

- 設置等の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経る必要がある。
- 設置したときは総務大臣又は都道府県知事への届出を要する。
- 法人格を有しない組織を有する。
- 共同処理することとされた事務は、引き続き各関係地方公共団体において処理すべき事務である。(各関係地方公共団体の長等の名において事務を管理執行。)
- いずれの関係地方公共団体の条例等により事務を処理することとするかは、規約により定める。